［略］	［略］
英語、英語Ａ、英語Ｂ、英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語ⅡＡ、英語ⅡＢ、英語ⅡＣ、オーラル・コミュニケーションＡ、オーラル・コミュニケーションＢ、オーラル・コミュニケーションＣ、リーディング、ライティング、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
情報技術Ⅰ、情報処理Ⅰ、家庭情報処理、農業情報処理、情報技術基礎、情報処理、水産情報処理又は看護情報処理	情報

２～４　［略］

第七条　旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［略］	［略］
英語、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語
情報関係基礎	情報

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄		第二欄	
試験科目の属する教科	試験科目	高等学校の科目	
［略］	［略］	［略］	
外国語	英語	英語コミュニケーションⅠ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語	
情報	情報	情報Ⅰ	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	［同上］
英語、英語Ａ、英語Ｂ、英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語ⅡＡ、英語ⅡＢ、英語ⅡＣ、オーラル・コミュニケーションＡ、オーラル・コミュニケーションＢ、オーラル・コミュニケーションＣ、リーディング、ライティング、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語

２～４　［同上］

第七条　旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［同上］	［同上］
英語、ドイツ語、フランス語又は中国語	英語

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄		第二欄	
試験科目の属する教科	試験科目	高等学校の科目	
［同上］	［同上］	［同上］	
外国語	英語	英語コミュニケーションⅠ又は学校設定科目として設けられた英語以外の外国語	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

２　この省令による改正後の高等学校卒業程度認定試験規則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、令和四年四月一日以後に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。附則第三条において同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第九十一条（同令第百十三条第一項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を履修した者に適用する。